

清須市告示第44号

清須市庁舎エレベーター有料広告掲出要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、来庁者等が使用する市庁舎のエレベーター（以下「エレベーター」という。）への広告の掲出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲出基準)

第2条 広告の掲出に関する基準は、清須市広告掲載要綱（令和元年清須市告示第11号）第3条第2項及び清須市広告掲載基準（令和元年清須市告示第12号）第2条から第4条までの規定による。

2 前項に定めるもののほか、市税等を滞納している者に係る広告は、掲出の対象としない。

(規格)

第3条 広告の規格は、縦297ミリ、横420ミリを超えてはならない。

(掲出位置)

第4条 広告を掲出することができる位置は、エレベーターの籠内の壁面とする。

(掲出枠数)

第5条 広告を掲出することができる枠数は、エレベーター1基につき1枠とする。

(掲出期間)

第6条 広告を掲出することができる期間は、月の初日から末日までの1月を単位とし、12月以内とする。ただし、年度を超える期間とすることはできない。

(掲出料)

第7条 広告の掲出料（以下「掲出料」という。）は、1枠につき月額3,000円とする。

(募集)

第8条 広告の募集は、市ホームページ、広報清須等により行うものとする。

(広告の掲出の申込み)

第9条 広告を掲出しようとする者（以下「申込者」という。）は、清須市庁舎エレベーター有料広告掲出申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を市長に提

出しなければならない。

（掲出の決定等）

第10条 市長は、申込書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、掲出の可否を決定したときは、その旨を清須市庁舎エレベーター有料広告掲出決定（却下）通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

（掲出料の納入及び広告等の提出）

第11条 前条の規定による広告の掲出の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに掲出料を納付するとともに、掲出しようとする広告又はその原稿（以下「広告等」という。）を市長に提出しなければならない。

（広告等の確認）

第12条 市長は、前項の規定による広告等の提出があったときは、当該広告等の内容が申込書の内容と相違していないこと及びこの告示に違反していないことを確認するものとする。

2 市長は、前項の場合において、当該広告等の内容が申込書の内容と相違していること又はこの告示に違反していることを認めたときは、広告主に対して広告等の内容の変更を求めることができる。

（広告主の責務）

第13条 広告主は、掲出した広告の内容について一切の責任を負うものとする。

2 広告等の作成費用は、広告主の負担とする。

3 広告主は、広告の掲出に係る権利を他の者に譲渡し、又は継承させてはならない。

4 広告主は、広告の掲出により第三者に損害等を与えたときは、自らの責任においてこれを解決しなければならない。

（掲出の取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲出の決定を取り消すことができる。この場合において、市は、広告主に生じた損害の責めを負わない。

(1) 第2条に規定する広告の掲出に関する基準に該当しないことが判明したとき。

(2) 市長が指定する期日までに掲出料を納付しなかったとき。

(3) 市長が指定する期日までに広告等を提出しなかったとき。

(4) その他市長が特に広告の掲出に支障があると認めたとき。

(掲出の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告の掲出を取り下げることができる。

2 前項の規定により、広告の掲出を取り下げようとする広告主は、書面により市長に申し出なければならない。

(掲出料の返還)

第16条 納入された掲出料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲出することができなかった場合は、掲出することができなかった期間に応じ、掲出料を返還することができる。

2 前項ただし書の場合において1月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する掲出料の返還については、当該月の掲出可能日数による日割りとし、10円未満は切り捨てるものとする。

(雑則)

第17条 この告示に定めるもののほか、エレベーターにおける広告の掲出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。